

換気・排出設備の基準＊

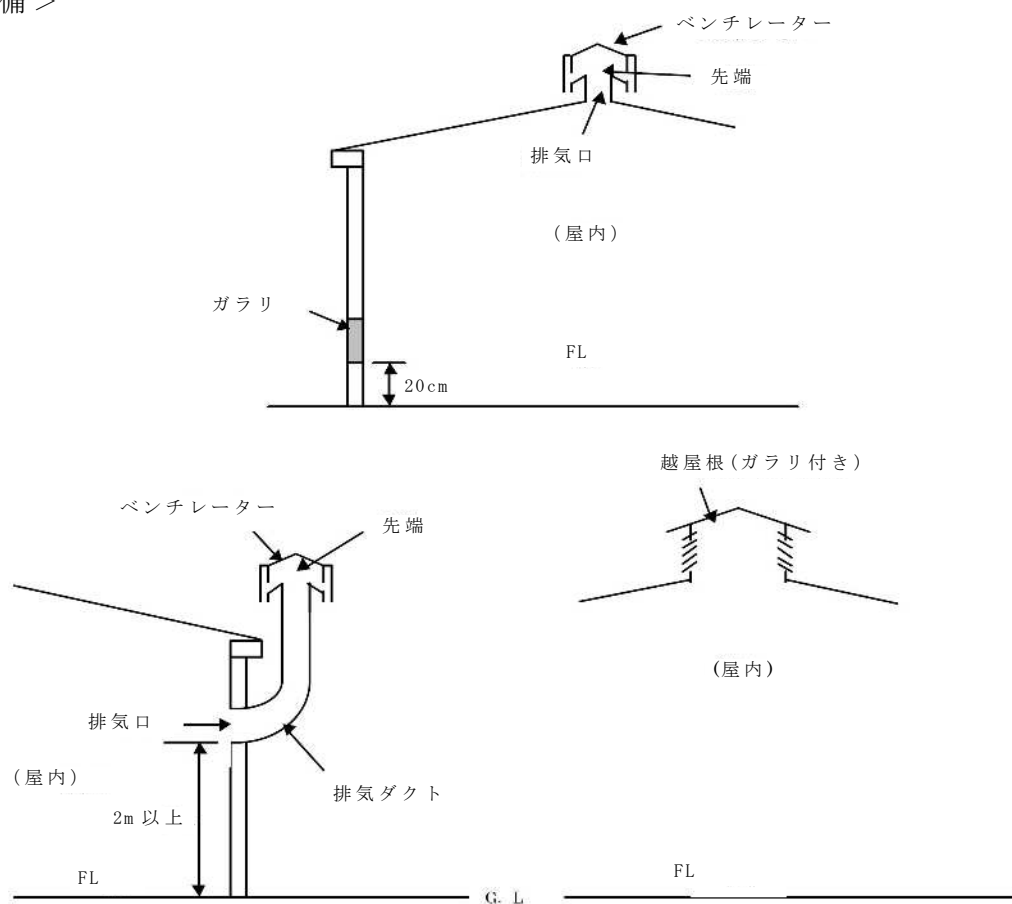
1 換気設備

- (1) 換気設備とは、危険物の取扱い中の事故を防止するために必要な換気を行うとともに室温を上昇させないための設備をいい、自然換気又は強制（動力）換気のいずれを問わない。
- (2) 換気設備用ダクトは、鉄板等の鋼材により気密に造るとともに機能上支障がない強度を有すること。この場合において、フォークリフト等による危険物の荷積作業等に伴い当該設備が損傷を受けるおそれがあると認められるときは、鉄板等の鋼材の厚さを 1mm 以上とすること。
- (3) 換気設備用ダクトは原則として危険物施設専用とすること。なお、給気ダクトについては、既設改修等やむを得ない場合に限り他の用途部分との間に防火上有効なダンパーを設けることで他の用途のダクトと接続して設けることができる。
- (4) 建築物の耐火構造としなければならない部分に換気設備の給気、排気及び排出口を設ける場合又は給気、排気及び排出口の換気設備用ダクトを貫通させる場合には、当該部分に防火上有効なダンパーを設けること。
- (5) 換気設備の給気口、換気口及び排出口には 40 メッシュ（引火点が 70℃以上の第 4 類又は重油のみを貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては 20 メッシュ）のステンレス鋼又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する金網を設けること。ただし、越屋根等であって、防火上支障のない場合はこの限りでない。
- (6) 換気設備の給気口、排気口及び排出口先端の位置は、直近距離で 5m 以内に火気使用場所及び 1m 以内にガラリ以外の開口部がないこと。ただし、防火上安全な措置を講じた場合はこの限りでない。
- (7) 越屋根を設ける場合は、次によること。
 - ア 越屋根の外気に接する通風面は、2 面以上であること。
 - イ 越屋根の有効通風面積は、1 面につきおおむね 900 cm²以上であること。
 - ウ 越屋根は、床面積 50 m²以下ごとに 1 箇所以上設けてあること。
- (8) 排出設備を設置することにより建築物内の空気を有効に換気することができる場合は、換気設備を設けないことができる。
- (9) 換気能力は、表 1 の例によること。

表 1 換気設備の能力

給気設備 (ガラリ・ダクト)			換気設備 (ガラリ・ベンチレーター・越屋根)				
位置	大きさ	設置箇所数	設備の別	大きさ又は能力	排気口の 高さ	先端の 位置	設置箇所数
原則、排気口と相対する壁面の床上 20cm	ガラリ:	床面積 150 m ² ごとに 1 箇所	ベンチレーター	1 辺又は直径 20cm	床上 2m 以上	屋外の高所	床面積 150 m ² ごとに 1 箇所
	ダクト:		ガラリ	20cm×40cm	同上	—	
	1 辺又は直径 20cm		越屋根	2 方通風 900 cm ² /面	—	—	床面積 50 m ² ごとに 1 箇所

< 換気設備 >



別記 3

2 排出設備

(1) 排出設備とは、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に強制的に排出するための設備をいい、以下の場合に設置するものとする。

ア 引火点 70℃未満の危険物（省令第 28 条の 57 に規定する一般取扱所及び当該一般取扱所へ危険物を移送する屋内タンク貯蔵所における重油は除く。）を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点 70℃以上の危険物を引火点以上で貯蔵し、又は取り扱う場合及び噴霧状にして使用する場合

ウ 可燃性微粉を大気にさらす状態で取り扱う場合

(2) 排出設備は、前記 1・(2)から(6)の例によるほか、排出能力は、表 2 の例によること。

表 2 排出設備の能力

区分	給気設備		排出設備			
	位置	大きさ・ 設置箇所数	能力	排出口の高さ	先端の位置	設置箇所数
局所	—	—	発生源を中心として半径 2m の円球に囲まれた範囲の毎時 15 回	発生場所近傍で有効に排出できる位置	屋外の高所又は屋根上	発生場所ごと
全域	原則、排気口と相対する壁面の床上 1.5m 以上	排出設備の大きさ、数に応じた大きさ、数	毎時 5 回	ためます等上部の床上 0.2m		排出能力に応じた数

備考 1 「毎時 15(5)回」とは、毎時 15(5)回の排出能力を有することをいう。

2 屋外の高所とは、地盤面より 4m 以上の位置をいう。

3 給油取扱所の整備室に設ける排出設備の「能力」は整備室の床面から 60cm までの高さをもって算定する。

4 排出ダクトの下端は、危険物が漏えいした場合、その中に没しないこと。

< 排出設備 >

